

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

上申書

(審理計画策定の要望)

平成27年7月21日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



外

頭書事件は、平成24年10月3日の第1回口頭弁論から数えて次回期日は第15回口頭弁論期日となります。

原告らとしては、敷地内断層に関する原子力規制委員会に提出される予定の同委員会に有識者による評価書にもとづく主張書面を除けば、概ね主張は出しました。一方、被告からも原告らの主張に対する反論が概ね出されたのではないかと思料します。

そこで、裁判所におかれでは、訴訟進行に関する意見を両当事者から聴取の上、今後の審理計画についての具体的日程を策定していただけるよう、ここに上申します。

以 上